

政令第三百十号

道路交通法施行令及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、道路交通法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十三号）の一部の施行に伴い、並びに道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第六十四条第三項、第九十条第一項ただし書、第一百三十七条及び第七項並びに第七條の二の規定に基づき、この政令を制定する。

（道路交通法施行令の一部改正）

第一条 道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の二中「第六十五条第四項」を「第六十四条第三項及び第六十五条第四項」に改める。

第二十六条の六第一号の表中「第一百七條の二の二第六号」を「第一百七條の二の二第八号」に改め、

「法第一百七條の二第一号又は」を削り、「第一百七條の二の二第七号」を「第一百七條の二の二第九号

」に、「第一百七條の二の二第五号」を「第一百七條の二第一号又は法第一百七條の二の二第三号」に、

「第一百七條の四第三号」を「第一百七條の二の二第十号」に、「第一百七條の四第二号」を「第一百七

條の二の二第七号」に改め、同条第二号の表中「第一百七條の二の二第六号若しくは第七号、法第一百七

条の四第三号」を「第百十七条の二の二第八号から第十号まで」に改める。

第二十六条の七第一項の表一中「第百十七条の二の二第五号」を「第百十七条の二の二第七号」に改める。

第三十五条第一項第二号口中「第百十七条の二の二第六号若しくは第七号の罪、法第百十七条の四第三号若しくは第四号」を「第百十七条の二の二第八号から第十一号まで」に改め、同号八中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第三十九条の三第一項第三号中「若しくは第五号」を「、第三号若しくは第七号」に改め、「、法第百十七条の四第二号」を削る。

第三十九条の四第一号を削り、同条第二号を同条第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二 スロベニア共和国

第三十九条の四第六号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六 モナコ公国

第四十四条の三中「第百十七条の二の二第一号」を「第百十七条の二の二第三号」に改める。

別表第二の一の表中

二十五点
二十三点
十九点

を

酒気帯び運転（〇・二五以上）、過労運転等又は共同危険行為等禁止違反
 酒気帯び（〇・二五未満）無免許運転
 無免許運転又は酒気帯び（〇・二五未満）速度超過（五十以上）等

無免許運転、酒気帯び運転（〇・二五以上）、過労運転等又は共同危険行為
 禁止違反

酒気帯び（〇・二五未満）速度超過（五十以上）等

に改める。

二十五点	等
十九点	

別表第二の備考の一の2及び3中「114から123まで」を「113から122まで」に改め、同表の備考の二中4及び5を削り、3を4とし、同表の備考の二の2中「125」を「124」に改め、同表の備考の二中2を3とし、1を2とし、2の前に次のように加える。

1 「無免許運転」とは、法第六十四条第一項の規定に違反する行為をいう。

別表第二の備考の二の6中「4に規定する状態」を「身体に第四十四条の三に定める程度以上のアルコ
ールを保有する状態（2に規定する状態を除く。）」に、「11から13まで」を「10から12まで」に改め、
同表の備考の二の6を同表の備考の二の5とし、同表の備考の二の7中「4に」を「5に」に、「14から
17まで」を「13から16まで」に改め、同表の備考の二の7を同表の備考の二の6とし、同表の備考の二の
8中「4」を「5」に、「18、20又は21」を「17、19又は20」に改め、同表の備考の二の8を同表の備考
の二の7とし、同表の備考の二の9中「4に」を「5に」に、「23から43まで、45から59まで又は61から
113まで」を「22から42まで、44から58まで又は60から112まで」に改め、同表の備考の二の9を同表の備考
の二の8とし、同表の備考の二の10中「4に」を「5に」に、「4及び6から9まで」を「5から8まで
」に改め、同表の備考の二中10を9とし、11から20までを10から19までとし、同表の備考の二の21中「15
」を「14」に改め、同表の備考の二中21を20とし、22から42までを21から41までとし、同表の備考の二の
43中「19」を「18」に改め、同表の備考の二中43を42とし、44を43とし、45を44とし、同表の備考の二の
46中「20」を「19」に改め、同表の備考の二中46を45とし、47から69までを46から68までとし、同表の備
考の二の70中「33」を「32」に改め、同表の備考の二中70を69とし、71から79までを70から78までとし、

同表の備考の二の80中「44」を「43」に改め、同表の備考の二中80を79とし、81から88までを80から87までとし、同表の備考の二の89中「45」を「44」に改め、同表の備考の二中89を88とし、90から94までを89から93までとし、同表の備考の二の95中「47」を「46」に改め、同表の備考の二中95を94とし、96から100までを95から99までとし、同表の備考の二の101中「52」を「51」に改め、同表の備考の二中101を100とし、102から115までを101から114までとし、同表の備考の二の116中「118及び120」を「117及び119」に改め、同表の備考の二中116を115とし、117から121までを116から120までとし、同表の備考の二の122中「116、118及び120」を「115、117及び119」に改め、同表の備考の二中122を121とし、123から126までを122から125までとする。

別表第四第三号中「二十三点」を「十九点」に改める。

別表第六の備考の二の7中「別表第二の備考の二の19」を「別表第二の備考の二の18」に改め、同表の備考の二の9中「別表第二の備考の二の44」を「別表第二の備考の二の43」に改め、同表の備考の二の12中「別表第二の備考の二の43」を「別表第二の備考の二の42」に改め、同表の備考の二の14中「別表第二の備考の二の80」を「別表第二の備考の二の79」に改める。

(自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令の一部改正)

第二条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成十四年政令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第四条の表第二十六条の六第一号の項中「第一百七十七条の二の二第六号」を「第一百七十七条の二の二第八号」に、「第一百七十七条の二の二第七号」を「第一百七十七条の二の二第九号」に、「第一百七十七条の四第三号」を「第一百七十七条の二の二第十号」に改め、同表第二十六条の六第二号の項中「第一百七十七条の四第三号」を「第一百七十七条の二の二第八号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十二月一日）から施行する。

（経過措置）

- 2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 3 この政令の施行前にした違反行為に付する点数については、なお従前の例による。

4 この政令の施行前にした行為に対する道路交通法施行令別表第四の規定の適用については、なお従前の例による。

理 由

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、運転免許を受けていない運転者が運転する自動車等に同乗する行為の禁止の対象とならない自動車を定めるとともに、スロベニア共和国又はモナコ公国の行政庁の運転免許に係る運転免許証を所持する者が本邦において当該運転免許証で自動車等を運転することができることとする等の必要があるからである。